

2025 年度
「公益信託仙台銀行まちづくり基金」
助成金申込要領

【受託者（申請書類の提出先・当公益信託の照会先）】

〒105-8574 東京都港区芝 3-33-1

三井住友信託銀行 個人資産受託業務部 公益信託チーム
公益信託仙台銀行まちづくり基金 申請口

TEL 03-5232-8910（受付：平日 9 時～17 時） FAX 03-5232-8919

助成の目的

本公益信託は、宮城県内における「まちづくり」に必要な環境整備などの活動や調査研究等を行う団体または個人に対する助成を行うことにより、地域住民による快適で文化的な都市環境の創造を図り、もって活力と魅力あふれた地域社会の発展と振興に寄与することを目的とします。特に、東日本大震災による未曾有の被害からの復旧・復興支援活動に対する助成は、重要な課題であり、積極的に取り組むこととしています。

1. 助成の対象者

(1) 団体（NPO 含む、ただし法人格の有無は問わない）

(2) 個人

※ いずれも営利目的の事業または活動を行わないものであること。また、宗教活動や政治活動、選挙活動を行う団体、個人ではないこと。

※ 未成年者からの申請については、原則として保護者の同意が必要となるため、受託者（三井住友信託銀行）宛て事前に相談すること。

※ 3年連続で助成を受けることはできない。

例) 2023年度と2024年度に連続して助成を受けた場合、2025年度は申込不可。
ただし、2026年度は申込可能。

2. 助成の対象事業または活動

宮城県内において、地域住民が地域住民のために主体的・自主的に取り組む「まちづくり」で、身近な地域の課題解決や環境改善につなげ、地域の魅力や活力の向上に寄与する、次のいずれかに該当する事業・活動とします（詳細は別紙1参照）。

なお、東日本大震災からの復旧・復興支援活動に関するものを含みます。

(1) 快適で文化的なまちづくりに必要な環境整備などの実践活動

(2) まちづくりのために必要な調査、研究、情報提供

(3) その他まちづくりの目的を達成するために必要な事業

3. 活動対象期間

2026年1月1日から2026年12月31日まで

※ 上記期間内に活動を開始かつ終了すること。

4. 助成金額

1件あたりの助成金限度額 30万円（助成金額は万円単位に切捨て）

※ ただし、運営委員会が認めた場合には、限度額を超える助成も可能。

※ 以下の経費は、原則として助成の対象とならない。

(1) 申請者の経常的運営費（個人または団体の役員・職員等の人件費、事務所賃借料、光熱費、ガソリン代を含む交通費等）

(2) 申請活動以外でも通常使用可能な備品（パソコン・冷暖房器具等）の購入費

(3) 申請者の内部的な食糧費、交際費、懇親会費

(4) 申請者と同一性の高い団体への委託費や謝金等

(5) 個人または団体に贈与する寄付金、義援金等

5. 応募方法

(1) 提出書類

① 助成申込書 1部

② その他活動を説明する添付資料 各1部（※ある場合）

ア. 申請者の説明資料（規約・名簿等）

- イ. 活動実態がわかる資料(会報・写真等)
- ウ. その他受託者が必要とする資料(見積書等)

(2) 助成申込書の記載上の注意

- ① 手書きで作成する場合、楷書で黒ボールペンを使用のうえ、わかりやすく記入すること。
- ② パソコン等で作成する場合、枠の大きさ等につき多少の変更は差し支えないが、記入項目・順序・枚数を厳守すること。

(3) 提出方法

後記「受託者（申請書類の提出先・当公益信託の照会先）」宛て郵送により提出すること。

※ ファックスやE-mail 等では受付不可。

6. 申込期間

2025年4月1日から2025年9月30日まで

7. 審査方法および通知

以下の審査基準に従い、当公益信託の運営委員会で審査のうえ採否を決定し、結果は2026年1月中旬に受託者より申請者（団体：名称・代表者名・所在地、個人：氏名・住所）宛てに郵送により通知します。

審査項目	評価の視点
(1) 活動の公共性	快適で文化的なまちづくりに貢献する公共性の高い活動か
(2) 活動の実現性	費用・期間等の点で実現性が高い活動か
(3) 活動の継続性	継続的に地道に行っている（ないし行う予定の）活動か
(4) 環境面への配慮	環境に対して適切な配慮を行っている活動か
(5) 地域の活性化	地域の活性化に効果のある活動か
(6) 時代の先取性	新しい発想で行うユニークな活動か

8. 助成金の給付

2026年2月上旬を目処に、ご指定の口座に助成金を振り込みます。

9. その他注意事項

(1) 助成を受けた場合の報告等

- ① 2026年10月末までに、所定の報告書を受託者に提出しなければならない。
- ② 支払いに関する請求書および領収書等の証ひょう書類を整理して保管しなければならない。
- ③ 受託者の求めに応じて、証ひょう書類を提示または提出しなければならない。

(2) 助成金の返還

次の場合は、助成金の全部または一部を返還しなければなりません。

- ① 助成対象となった活動が行えなくなったとき
- ② 助成決定した内容と活動の内容が異なったとき
- ③ 申請した目的以外に助成金を使用したとき
- ④ 偽りその他不正な手段により助成金の給付を受けたことが判明したとき

(3) 申請書類の取扱い

- ① 申請書類は返却しない。
- ② 助成申込書は、助成対象活動の採択にあたっての基本的な審査資料となるため、

その内容について変更の生じることのないよう、十分検討したうえで作成・提出すること。

- ③ 申請者の氏名（代表者名）・住所等、助成申込書に記載された事項は、すべて委託者・受託者・運営委員等公益信託の運営関係者、および主務官庁に提供され、一般に公開されることもある。

(4) 事業内容の変更

助成を受けた団体等が、その対象となった活動の計画を変更しようとするときは、事前に受託者宛てに連絡し、運営委員会の承認を得なければなりません。

【受託者（申請書類の提出先・当公益信託の照会先）】

〒105-8574 東京都港区芝 3-33-1

三井住友信託銀行 個人資産受託業務部 公益信託チーム

公益信託仙台銀行まちづくり基金 申請口

TEL 03-5232-8910（受付：平日 9 時～17 時） FAX 03-5232-8919

公益信託仙台銀行まちづくり基金
助成の対象事業・活動

事業名	事業または活動の対象
<p>1. 快適で文化的なまちづくりに必要な環境整備などの実践活動</p>	<p>(1) 地域の自然環境に関わる事業・活動 公園、道路、河川等公共空間の緑地保全や緑化に関する活動、河川や河川敷、海岸等の保全・美化活動、花壇や街路樹の維持管理等みち空間の美化活動</p> <p>(2) 地域の文化的環境に関わる事業・活動 史跡や遺跡、歴史的建造物や歴史的まちなみ景観等、地域における文化財の保全やPRに関わる活動</p> <p>(3) まちなみ活性化に関わる事業・活動 まちなみ活性化のための各種イベント（スポーツ大会、フェスティバル、展覧会、講演会等）の実施に関わる活動</p> <p>(4) コミュニティ形成に関わる事業・活動 地域住民の交流を促進し、協働関係の形成を促すイベント開催等の活動</p> <p>(5) その他</p>
<p>2. まちづくりのために必要な調査、研究、情報提供</p>	<p>(1) まちづくりに関する創造的かつ自主的な事業または活動の企画、調査、研究</p> <p>(2) まちづくりに関する広報、講演会等</p> <p>(3) まちづくりに関するリーダーの育成、専門家の招へい等</p> <p>(4) まちの歴史、文化等の調査、研究</p> <p>(5) その他</p>
<p>3. その他まちづくりの目的を達成するために必要な事業</p>	